主\_\_\_文

原判決を破棄する。

被告人を懲役八月に処する。

原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

被告人が麻薬取扱者でないのに拘らず昭和二十三年三月頃東京都新宿区 a町b番地の当時の自宅で塩酸モルヒネ約二百五十瓦を販売の委託をしてAに対し て授与したとの公訴事実は無罪。

理由

弁護人園田国彦の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

第一点について、

弁護人の控訴趣意は要するに、原判決がその挙示の証拠で被告人が所持していた物件を麻楽と認定したのは、事実の誤認があるというにある。原判決挙示の証拠によると被告人が所持していた本件物件は旧麻楽取締規則に所謂麻楽である塩酸モルヒネであることが認められるから、原判決にはこの点につき事実の誤認がない。も原審は本件物件を塩酸モルヒネであることの認定をするに当つて専門家に鑑定する等これを化学的に明確にする方法を講じていないことは所論のとおうであるられるので、からる方法を執らなかつたものと認められるから、からる方法を執らなかったものと認められるから、所論は結局原本の事権に属する証拠調の限度証拠価値判断を攻撃するものであつて論旨は理由がない。

以上いずれの点よりするも原判決は破棄を免れないから弁護人の控訴趣意第二点に対する判断は後記破棄自判において示すところであるから、こゝにこれを省略し刑事訴訟法第三百九十七条により更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は麻楽取扱者その他法定の者でないのに拘らず昭和二十三年三月末頃東京都中央区 c 附近でBを通じて氏名不詳者から塩酸モルヒネ約二百五十瓦を買い受けてその頃これを所有していたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為は麻薬取締法第六十五条第七十四条麻薬取締規則第四十二条第五十六条第一項第一号に該当するから所定刑中懲役刑を選択し其の刑期範囲内で被告人を懲役八月に処し刑事訴訟法第百八十一条第一項に則り原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件公訴事実中被告人が麻薬取扱者でないのに拘らず昭和二十三年三月頃東京都新宿区 a 町 b 番地の当時の自宅で右塩酸モルヒネ約二百五十瓦を販売の委託をして Aに対して授与したとの点は前示破棄の理由でした説明に照し罪とならないから刑事訴訟法第三百三十六条により無罪の言渡をなすべきものである。

(裁判長判事 猪股薫 判事 西田賢次郎 判事 鈴木進)